

議案第 8 号

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

職員に町内居住の促進を図る観点から、町内居住者に対する住居手当の優遇措置を講ずること並びに地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、必要な措置を講ずるため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

## 箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

箱根町職員の給与に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 7 条の 3 第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 箱根町内に居住する職員の住居手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に 3,000 円を加算した額とする。

第 16 条の 3 第 2 項中「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 18 条第 1 項本文」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。